

資料室

[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組合組織（公務員）](#) | [職員団体制度](#)[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[組織活動](#)[組織運営と法律](#)[労働安全衛生](#)[経営対策活動](#)[教育・宣伝活動](#)[労働時間をめぐる諸問題](#)[教育活動](#)[選挙活動](#)[組合組織（公務員）](#)[教育カリキュラム](#)[🔍 キーワード検索はこちら](#)

職員団体制度

職員団体制度

「職員団体」とは、公務員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいいます。公務員版の労働組合と考えればよいですが、労働組合法の適用を受けず、国家公務員法、地方公務員法、教育公務員特例法を法的根拠として、法制上は「職員団体」と称します。

主たる目的が勤務条件の維持改善を図ることであれば、それ以外に付随する活動、例えば、職員の構成活動、文化的活動を行うこともできます。

公務員の場合、労働基本権の一部が制約されており、争議権や団体交渉権の一部（＝協約締結権）が認められていません。その代償措置として人事院、人事委員会又は公平委員会による救済が得られる点が異なります。また、警察職員や消防職員は職員団体を組織したり、加入したりすることはできない等の制約もあります。

職員団体を組織するにあたっては、以下のような規定があります。

- 「職員は職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる」とされています。（国公法108条の3第3項、地公法52条3項）すなわち、職員団体の結成、加入はまったく自由であり脱退については特に規定されていませんが、これも自由であると解されています。
- 職員団体は職員が組織するものですが、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める管理職等とは同一の職員団体を結成することはできないとされています。（国公法108条の3第3項、地公法52条3項、4項）
- 同一の地方公共団体における単位職員団体の連合組織、異なる地方公共団体の職員団体の連合組織も、すべて職員団体とされます。（地公法52条1項）
- 警察職員、消防職員、海上保安庁及び刑事施設において勤務する職員は、交渉団体としての職員団体を結成したり、他の職員団体に加入したりすることはできません。（国公法108条の2第5項、地公法52条5項）

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>> 一覧へ戻る](#)

